佐賀県規則第15号

佐賀県療育支援センター管理規則の一部を改正する規則 佐賀県療育支援センター管理規則(平成21年佐賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
944	以止仮
(職制)	(職制)

第4条 センターに所長を置く。

 $2 \sim 6$ 略

(職務)

- 第5条 所長は、知事の命を受けてセンターの業務を掌理し、所属 職員を指揮監督する。
- 2 医務監は、上司の命を受けて、療育支援センターの事務のうち 医療及び保健に関する事務その他所長が特に命ずる事務を掌理す る。
- 3 副所長は、所長を補佐し、センターの事務を整理する。
- 4 5 略
- 6 前条第5項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受 けてセンターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理す る。

(職務の代行)

- 第6条 所長不在のときは、副所長がその職務を代行する。
- 2 所長及び副所長がともに不在のときは、総務課長が所長の職務 を代行する。
- 3 前項の規定により代行した事項について必要があると認められ 3 前項の規定により代行した事項について必要があると認められ るものは、速やかに、所長の後閲を受けなければならない。

- **第4条** センターに所長を置き、所長は非常勤とすることができる。
- 2 前項の規定により非常勤の所長を置く場合又は他の職を兼務す る所長を置く場合は、統括副所長を置くことができる。

 $3 \sim 7$ 略

(職務)

- 第5条 所長又は統括副所長(以下「所長等」という。)は、知事の 命を受けてセンターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 医務監は、上司の命を受けて、療育支援センターの事務のうち 医療及び保健に関する事務その他所長等が特に命ずる事務を掌理 する。
- 3 副所長は、所長等を補佐し、センターの事務を整理する。
- 4 5 略
- 6 前条第7項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受 けてセンターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理す る。

(職務の代行)

- 第6条 所長等が不在のときは、副所長がその職務を代行する。
- 2 所長等及び副所長がともに不在のときは、所長等が指定する課 長が所長等の職務を代行する。
- るものは、速やかに、所長等の後閲を受けなければならない。

改正前

(所長の専決事項)

第7条 <u>所長</u>は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

(1)~(10) 略

- 2 医務監、副所長及び課長は、<u>所長</u>が専決することができる事務 のうち、所長が定めるものを専決することができる。
- 3 <u>所長</u>は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。 (利用者)
- 第9条 入所児童は、次に該当する者とする。
 - (1) 略
 - (2) 伝染性疾患を有しない者として所長が認めた者
 - (3) 団体生活に著しく支障をきたすおそれのない者として<u>所長</u> が認めた者

$2\sim4$ 略

(利用承認)

- 第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所(以 下「短期入所」という。)のためセンターを利用しようとする者は、 短期入所利用申込書(様式第1号)に同法第22条第8項の規定に より交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長 に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 入所支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の 入所給付決定保護者(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入 所給付決定保護者をいう。)又は加齢児(児童福祉法第24条の24第

改正後

(専決事項)

第7条 <u>所長等</u>は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

(1)~(10) 略

- 2 医務監、副所長及び課長は、<u>所長等</u>が専決することができる事務のうち、<u>所長等</u>が定めるものを専決することができる。
- 3 <u>所長等</u>は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(利用者)

- 第9条 入所児童は、次に該当する者とする。
 - (1) 略
 - (2) 伝染性疾患を有しない者として所長等が認めた者
 - (3) 団体生活に著しく支障をきたすおそれのない者として<u>所長</u> <u>等</u>が認めた者

$2\sim4$ 略

(利用承認)

- 第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所(以 下「短期入所」という。)のためセンターを利用しようとする者は、 短期入所利用申込書(様式第1号)に同法第22条第8項の規定に より交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長 に提出し、所長等の承認を受けなければならない。
- 2 入所支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の 入所給付決定保護者(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入 所給付決定保護者をいう。)又は加齢児(児童福祉法第24条の24第

改正前

1項の規定により障害児入所給付費等を支給することができるこ ととされた者をいう。)は、入所支援利用申込書(様式第2号)に 児童福祉法第24条の3第6項の規定により交付された入所受給者 証を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければなら ない。

- 3 児童発達支援を受けるため、センターを利用しようとする障害 児の通所給付決定保護者(児童福祉法第6条の2の2第9項に規 定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)は、児童発達支援 利用申込書(様式第3号)に児童福祉法第21条の5の7第9項の 規定により交付された通所受給者証(以下「通所受給者証」とい う。)を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければな らない。
- 4 保育所等訪問支援を受けるため、センターを利用しようとする 障害児の通所給付決定保護者は、保育所等訪問支援利用申込書(様 式第4号)に通所受給者証を添えて、これを所長に提出し、その 承認を受けなければならない。
- 5 障害児相談支援を受けるため、センターを利用しようとする障 害児相談支援対象保護者(児童福祉法第24条の26第1項に規定す る障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。) は、障害児相談 支援利用申込書(様式第5号)を所長に提出し、その承認を受け なければならない。

(涌園施設支援の休止日)

第11条 略

2 所長は前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、 臨時に通園施設支援を実施し、又は休止することができる。

(非常災害の場合の措置)

改正後

1項の規定により障害児入所給付費等を支給することができるこ ととされた者をいう。)は、入所支援利用申込書(様式第2号)に 児童福祉法第24条の3第6項の規定により交付された入所受給者 証を添えて、これを所長に提出し、所長等の承認を受けなければ ならない。

- 3 児童発達支援を受けるため、センターを利用しようとする障害 児の通所給付決定保護者(児童福祉法第6条の2の2第9項に規 定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)は、児童発達支援 利用申込書(様式第3号)に児童福祉法第21条の5の7第9項の 規定により交付された通所受給者証(以下「通所受給者証」とい う。)を添えて、これを所長に提出し、所長等の承認を受けなけれ ばならない。
- 4 保育所等訪問支援を受けるため、センターを利用しようとする 障害児の通所給付決定保護者は、保育所等訪問支援利用申込書(様 式第4号)に通所受給者証を添えて、これを所長に提出し、所長 等の承認を受けなければならない。
- 5 障害児相談支援を受けるため、センターを利用しようとする障 害児相談支援対象保護者(児童福祉法第24条の26第1項に規定す る障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。) は、障害児相談 支援利用申込書(様式第5号)を所長に提出し、所長等の承認を 受けなければならない。

(涌園施設支援の休止日)

第11条 略

2 所長等は前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、 臨時に通園施設支援を実施し、又は休止することができる。

(非常災害の場合の措置)

第13条 所長は、非常災害に際しては、直ちに臨機の処置を執ると 第13条 所長等は、非常災害に際しては、直ちに臨機の処置を執る

改正前	改正後
ともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。	とともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。
(補則)	(補則)
第14条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要	第14条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要
な事項は、 <u>所長</u> が別に定める。	な事項は、 <u>所長等</u> が別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。